

# Heads Up

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

## 目次

- 背景
- 当 ASU の主要規定
- 移行開示
- 発効日

## 気楽に行こう

# FASB が株式に基づく支払いに関する会計処理を簡素化

サンディー・キム (Sandie Kim)、ロブ・モリス (Rob Morris) 及びジョン・フランコ (John Franco) (デロイト&トウシュ LLP)

当 *Heads Up* は、2016 年 3 月 31 日付の FASB の株式に基づく支払いに関する会計処理の簡素化に係る *Heads Up* を差し替えるものである。それは、FASB や SEC スタッフの株式に基づく支払いの取り決めの純額決済条項の、事業体による最低法定税率から最高法定税率への変更に関連して、彼らとのその後の議論を反映する改訂を含んでいる。改訂後 *Heads Up* は、当該変更は、修正として会計処理されない、と言及している。

## 背景

2016 年 3 月 30 日、FASB は ASU2016-09<sup>1</sup>を発行した。これは、法人所得税、失効、及び法定税務留保規定 (statutory tax withholding requirement) に関する会計処理、並びにキャッシュ・フリー計算書における分類を含む、公開及び非公開事業体の双方に関する従業員の株式に基づく支払い取引に係る会計処理のいくつかの側面を簡素化するものである。新規ガイダンスは、当審議会による簡素化への取り組み<sup>2</sup>の一環であり、また、非公開事業体が、報奨の予想期間見積りのために、簡便法<sup>3</sup>を使用しうる、また、負債分類報奨に関して、公正価値測定から本源的価値測定へ変更する一度限りの選択をしうる、二つの実務的簡便法を含んでいる。

**編集者注:** FASB は、再購入特性を有する報奨の分類に関するガイダンスに対する ASU 改訂提案を取り除くことを決定した。当審議会は、従業員の支配の範囲内である事象に関して条件的であるプット及びコール権に係る分類ガイダンスと整合させないことを決定した。これは、そうすることは、「資本又は負債としての報奨の分類における複雑性を削減する目的を達成しないであろう」、と言及する一部の利害関係者からのフィードバックのためである。当審議会は、資本と負債を峻別する潜在的プロジェクトの一環として、より包括的アプローチを検討していると述べた。

<sup>1</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2016-09, *Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting*.

<sup>2</sup> 簡素化への取り組みは、関連財務諸表情報の有用性を保持又は強化する一方、現行米国会計基準のコスト及び複雑性を減少させることを目的とする当審議会による努力である。

<sup>3</sup> SECスタッフ会計公報 (SEC Staff Accounting Bulletin) トピック14のD2は、「予想期間」は、権利確定期間と契約期間の中間として、予想期間を見積もる簡便法を概説している(すなわち、 $\text{予想期間} = ((\text{権利確定期間} + \text{当初契約期間}) \div 2)$ )。

## 当 ASU の主要規定

### 法人所得税の会計処理

現行ガイダンスでは、株式に基づく支払い報奨が従業員に付与される場合、当該報奨の公正価値は一般的に、権利付与期間にわたり認識され、関連繰延税金資産は、当該報奨が税務上減算可能な範囲で認識される。当該税金減算額は一般的に、(オプション)行使時の本源的価値、又は(制限された株式)報奨権利確定時の公正価値を基礎としており、それは、財務諸表において認識される報酬コストよりもより大きく(超過税務便益額(excess tax benefit))又はより小さく(申告不足税額(tax deficiency))、のいずれかになりうる。すべての超過税務便益は、追加払込資本(APIC)に認識され、申告不足税額は、法人所得税費用、又は過去に認識された税務便益に関連した十分な「APIC プール」が存在する範囲で、APIC のいずれかに認識される。

当 ASU では、事業体は、全ての超過税務便益額、及び申告不足税額を、損益計算書において、法人所得税費用又は利得として認識する<sup>4</sup>。この変更は、APIC プール概念を除去し、超過税務便益額及び申告不足税額の会計処理の複雑性及びコストを大幅に減少させる。加えて、超過税務便益額及び申告不足税額は、それらが発生する報告期間において分離されたもの(discrete)とみなされ、事業体の年次実効税率の見積りに含まれない。

当 ASU による、損益計算書における超過税務便益額及び申告不足税額の記帳に係るガイダンスは、また、事業体が、自己株式法を適用する場合、希薄化後一株当たり利益(EPS)の算定に係る関連影響も有する<sup>5</sup>。現行ガイダンスにおける当該方法を適用する事業体は、株式再購入に利用可能な想定収入の判定に当たり、超過税務便益額及び APIC に認識されるべき申告不足税額を見積もる。しかしながら当 ASU においては、超過税務便益額及び申告不足税額は、当該金額が、損益計算書で認識されるため、想定収入の算定から除外される。加えて、当新規ガイダンスは、株式に基づく支払い報奨に係る配当の税務便益の会計処理に影響を与える。それは、今や、APIC の増加ではなく、損益計算書における法人税費用又は利得として反映されるであろう。

さらに当 ASU は、当便益が、税務未払金の減少を通じて実現するまで、超過税務便益額の認識を繰り延べる規定を除外する。

#### 設例—超過税務便益額

以下を想定する

- A社は、完全に権利確定された、権利行使価格40ドル及び従業員に対する付与日の公正価値30ドルを有する非適格オプション(nonqualified option)を20X1年において付与する。
- 当オプションは、株式価格が80ドルである、20X2年において行使される。
- 事業体は、双方の年度において、40パーセントの税率である。

20X1年及び20X2年に係る法人所得税の仕訳は以下に示されている。20X1年において、報酬費用30ドルが認識される。関連する繰延税金資産及び利得12ドル(30ドル×40%)は、法人所得税の仕訳に記帳される。この仕訳は、ガイダンス提案においては、現行ガイダンスにおいてそうであることと同一である。

法人所得税の仕訳	現行ガイダンス	ガイダンス提案
Dr. 繰延税金資産	12	12
Cr. 繰延税金便益	12	12

<sup>4</sup> このガイダンスの変更は、株式に基づく支払い取引及び従業員株式所有制度取引の双方に適用されることになる。

<sup>5</sup> ASC 260-10-45-29 は、自己株式法の適用、及び株式に基づく支払いの取り決めについて想定される収入に何が含まれるかに係るガイダンスを提供している。FASB会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」参照のこと。

## 設例—超過税務便益額(続き)

20X2年、当報奨が、株式価格が80ドルである時点で、オプションの行使時に本源的価値40ドルを有する。当該本源的価値は、帳簿上の費用30ドルを超過し、税務便益10ドルをもたらす結果となる。当事業体は、20X2年において二つの仕訳を記帳する。

- 最初の仕訳は、20X1年において記帳された繰延税金資産を除去する。これは、現行ガイダンスによるもの、ガイダンス提案によるものは同一である。
- 第二の仕訳は、当提案では相違する。現行ガイダンスでは、税額減算は、16ドル(本源的価値40ドル)だけ未払税金を削減し、超過税務便益額4ドル(16ドル-12ドル)がAPICに記帳される。ガイダンス提案では、超過税務便益額4ドルが当期税務費用に記帳され、損益計算書上、純便益4ドルを追加する結果となる。

法人所得税の仕訳	現行ガイダンス	ガイダンス提案
Dr. 繰延税金資産	12	12
Cr. 繰延税金便益		12
Dr. 未払税金	16	16
Cr. APIC	4	n/a
Cr. 繰延税金費用	12	16

超過税務便益額及び申告不足税額の認識への対処に加え、当ASUは、関連するキャッシュ・フロー表示に係るガイダンスを提供している。現行ガイダンスでは、超過税務便益額は、資金調達取引と見なされ、キャッシュ・フロー計算書上の財務活動として表示されている。しかしながら、現金受領はなく、未払税金の減少のみが存在する。したがって、財務活動セクションにおける仮想的インフロー、また営業活動セクションでの仮想的アウトフローを反映すべく、キャッシュ・フロー計算書上、組替が実施される。

当ASUではもはや、超過税務便益額は財務活動ではない。これは、それらが損益計算書で認識され、したがって、超過税務便益額は、別個のキャッシュ・フローではなく、法人所得税に関連するその他のキャッシュ・フローと同一手法で、営業活動として分類されなければならない。したがって当ASUは、超過税務便益額を、営業活動から財務活動へ組み替える規定を除去している。

**編集者注:** 営業活動において全ての税務影響額を表示する当ASUの規定は、おそらく歓迎されるであろう。これは、多くの実務者及び利用者は、現行表示が混乱を招くものであると認めているためである。すなわち、彼らは、法人所得税に関連する非現金組替が、キャッシュ・フロー計算書内でなされる理由の理解に苦しんできた。当該新規ガイダンスは、この組替の必要性を除去する。これは、全ての超過税務便益額は損益計算書で記帳され、その他の法人所得税便益と一貫して扱われるためである。

事業体は、従来は未認識であった全ての超過税務便益額(関連する財務上の損金が、未払税金の減少を通じて実現しなかったため)を、適用日時点の未処分利益に対する累積的影響調整として、修正遡及基準で、評価性引当金とともに認識しなければならない。これは、新規及び既存報奨の双方に関する未実現超過税務便益額を追跡する必要性を排除する。加えて、事業体は、損益計算書において全ての超過税務便益額及び申告不足税額の認識、及び希薄化後EPSの算定に対する関連変更を、将来に向かって適用しなければならない。

さらに、事業体は、全表示対象期間に関して、将来に向かって又は遡及的の何れかで、キャッシュ・フロー計算書における、表示変更適用を選択可能である。

## 失効の会計処理

当 ASU は、事業体が、会計方針について、必要とされるサービス期間が提供されないであろう報奨の総数の見積りを継続する（現在要求されているように）、又は失効が発生する時点でそれを会計処理する、のいずれかを選択することを認めている。この事業体規模の会計方針選択は、サービス条件に対してのみ適用され、業績条件に関しては、事業体は、当該条件が達成されるであろう可能性を評価することを継続する。事業体はまた、失効に関してその方針選択を開示しなければならない。

この変更はまた、ASC718 による株式に基づく支払いの会計処理のその他の側面にも影響を与える。例えば現行ガイダンスでは、権利確定すると予想されない株式に基づく支払い報奨に係る支払われた失効可能性のない配当は、追加的報酬コストとして認識される（事業体の失効見積りと整合した方法で）。事業体が、発生する際に失効を会計処理することを選択する場合、全ての失効可能性のない配当は当初、未処分利益にチャージされ、基礎となる報奨の失効発生時のみに、報酬コストへ再分類される。加えて、ASC718-10-50-2(e)は、事業体が、権利確定すると予想されるオプションを開示することを要求している。当 ASU では、事業体は、発生時に失効を会計処理することを選択する場合、事業体は、「必要とされるサービス期間が未だ経過していないが、確定することを予想されるオプションよりもむしろ、業績条件の達成を基礎として権利付与されると予想される」未権利確定オプションを開示することになる。しかしながら、当該変更は、希薄化後 EPS の算定に影響を与えない。これは、失効の会計処理に関連する事業体の会計方針選択にかかわらず、失効可能性のない報奨の実際数を基礎とし続ける。

**編集者注:** 当審議会は、失効が発生する時点で、会計処理することを全ての事業体に要求しないことを決定した。これは、「失効を見積もることが一般的に、期間報酬コストのより正確な反映を提供する」ためである。しかしながら、上述の会計方針選択は、(1)修正の影響の測定における修正の会計処理に関係する当初報奨、又は(2)結合前のサービスに起因する企業結合で交換される代替報奨には適用されない。修正において、当初報奨に関連する失効は見積もられなければならない。これは、当該見積りが、認識される報酬コストの累積的金額に影響を与えうるが、失効に関する会計方針は、修正後報奨の事後の会計処理に適用されるためである。企業結合において、結合前のサービスに起因する代替報奨の一部に関する失効は、見積もられなければならない。これは、当該見積りが、企業結合において交換される対価の一部として含まれる金額に影響を与える可能性があるが、失効に関する会計方針は、結合後のサービスに関する代替報奨の一部に適用されるためである。結合後サービスに関する報酬コストは、事業体は、失効が発生する時点でそれらを会計処理することを選択する場合、交換される対価から除外される金額を含むであろう（除外されるのであれば、必要とされるサービスは、提供されないと予想されるためである）。

失効が発生する時点で会計処理することを選択する事業体は、適用日時点の未処分利益に対する累積的影響額調整として、修正遡及基準で会計処理の変更を適用しなければならない。

## 法定税務留保規定

当 ASU は、雇用者が、雇用者の最低法定税務留保規定（minimum statutory tax withholding requirement）を満足するため、留保株式に対する純額決済を使用する場合の報奨の負債分類に対する現行の例外規定を修正する。現在、最低法定税務留保規定充足のために必要とされる株式を超過する数が再購入又は留保される場合にのみ、当該例外規定が適用される。当新規ガイダンスは、法定税務留保目的に関して、報奨の純額決済は、それ自体では、当該金額が税務目的で留保される金額が、従業員の関連税務法域において、最大法定税率を超過しないことを条件として、当該報奨を負債分類する結果とはならない、ことを明記している。

**編集者注:** 当該新規ガイダンスは、負債分類に対する例外規定の複雑性を大幅に削減する。現行ガイダンスでは事業体は、株式が再購入又は留保される場合には、各該当法域における、各特定の報奨被付与者に適用される最低法定税務留保規定を追跡する必要がある。当該新規ガイダンスによれば、最大率は、その率が、特定の報奨被付与者に対して適用される最高率を超過する場合であっても、法域ごとを基礎として決定される。しかしながら、当分類例外は、法定税務留保義務を有しない事業体には適用されないことになる。当該事業体に関しては、税務留保の純額決済は、負債として分類される報奨となる結果となる。

法定税務留保目的で、ある事業体は、彼らの株式に基づく支払いの取り決めの純額決済条項を、最低法定税率から最高法定税率までのより高い率へ変更する可能性がある。この変更は、既存の報奨に対してなされる可能性があるが、事業体は、それを、ASC718-20-35-3 に従ってそれらの報奨の修正として会計処理しないことになる<sup>6</sup>。この会計処理は、これらの狭い範囲の状況においてのみ適用され(すなわち、法定税務留保目的での、最低法定税率から最高法定税率までのより高い率への純額決済条項の変更に対してのみ)、他の状況に類推適用してはならない。

さらに、実務上の多様性を排除すべく、当 ASU は、法定税務留保規定を満足するため、留保される株式と関係してなされる税務当局に対する現金支払いを、キャッシュ・フロー計算書における財務活動として表示することを要求している。当該支払いは、事業体の株式を再取得するための事業体のキャッシュ・アウトフローを表象するためである。

事業体は、適用日時点の負債報奨残高を再評価し、当該報奨が、資本報奨として組替されるべきか否かを判定することになる。如何なる変更も、適用日時点の未処分利益に対する累積的影響額調整として修正遡及基準で適用されなければならない。キャッシュ・フロー計算書における如何なる表示の変更も、表示対象全期間に対して、遡及的に適用されることになる。

## 非公開事業体に対する実務的簡便法

### 予想期間の実務的簡便法<sup>7</sup>

当 ASU は、非公開事業体が、特定要件を満足するサービス又は業績条件を有する報奨に関する予想期間見積りに簡便法<sup>8</sup>を使用することを容認している。当該事業体は、この実務的簡便法を、以下のように適用することになる。

- サービス条件のみを有する報奨に関しては、非公開事業体は、必要とされるサービス期間と当該報奨の契約期間との間の midpoint で、予想期間見積もることができる。
- 業績条件を有する報奨に関しては、予想期間の見積りは、業績条件達成の可能性が高いか否かに依存することになる。

<sup>6</sup> 「修正」は、ASC718-20-20において、「株式に基づく支払い報奨の条項又は条件のいずれかにおける変更」として広く定義されているため、我々は、税務留保のための純額決済条項の変更を修正として会計処理することになる代替的見解を検討した。この見解によれば、当初報奨が、修正日時点で権利確定する(サービス又は業績条件を基礎として)と予想される場合、純額決済の方法の変更は一般的に、追加報酬コストをもたらす結果とはすべきではない。しかしながら、当初報奨が、修正日時点で権利確定すると予想されない場合、修正後の報奨について認識される如何なる報酬コストも、修正日時点での改訂後公正価値測定を基礎としなければならない(当初付与日の公正価値測定ではなく)。FASBスタッフとの協議の過程で、我々は、当編集者注において説明される狭い範囲の状況において、事業体は、当該変更を修正として会計処理しないことを確認した。

<sup>7</sup> ASC 718-10-30-20B(当ASUによる追加後)は、「当該実務的簡便法例外の適用を選択する非公開事業体は、……以下の全ての特徴を有する株式オプション又は類似報奨に対する実務的簡便法を適用しなければならない。

a. アット・ザ・マネーで付与される株式オプション又は類似報奨

b. 従業員が権利確定後にサービスを終了する場合、従業員は、当該報奨を行使するための限定的な時間のみに有する(典型的には30から90日)。

c. 従業員は当該報奨の行使のみが可能である。従業員は、当該報奨を売却又はヘッジすることはできない。

d. 当該報奨は、市場条件を含まない。」

<sup>8</sup> 脚注 3 参照。

- 。 業績条件が達成される可能性高い場合、非公開事業体は、必要とされるサービス期間と契約期間との間の midpoint で、予想期間を見積もりうる。
- 。 業績条件が達成される可能性が高くない場合、非公開事業体は、(1)明確なサービス期間を含んでいない場合契約期間、又は(2)明確なサービス期間を含む場合は、必要とされるサービス期間と契約期間との間の midpoint として、予想期間を見積もりうる。

**編集者注:**この実務的簡便法はまた、当該報奨が、再測定時に、アット・ザ・マネーでなくなる場合であっても、公正価値測定される負債分類報奨にも適用される。これらの報奨について、事業体は、決済まで、各報告期間において予想される期間のその予想を更新しなければならず、当該更新後の見積りは、業績条件が達成される可能性が高いか否かの評価の変更を反映しなければならない。

実務的簡便法を選択する非公開事業体は、適用日より後に、公正価値で測定される全ての報奨に対して、将来に向かって、当該実務的簡便法を適用しなければならない。

### 本源的価値の実務的簡便法

当 ASU は、非公開事業体が、負債として分類される株式に基づく支払い報奨について選好性を実証することなく、公正価値測定から本源的価値測定に変更する、一度限りの選択を実施することを認めている。

一度限りの選択を行う非公開事業体は、本源的価値で、適用日時点で未履行負債報奨を測定し、適用日時点での未処分利益に対する累積的影響額調整として、修正遡及基準で当該変更を適用することになる。非公開事業体は、新規ガイダンスの発効日より後に、継続的にこの選択を行うことは認められない。

**編集者注:**当該一度限りの選択はまた、FASB 第 123(R)号<sup>9</sup>の初度適用時に、事業体が利用可能であった。しかしながら、その当時は、一部の非公開事業体は、当該オプションに気付かず、したがって、負債として分類される報奨を公正価値で測定していた。当 ASU は、非公開企業に、この方針選択を行う機会をもう一度付与するものである。

ASC マスター用語集における「公開ビジネス事業体」の定義ではなく、ASC718 における「公開事業体」の定義を満足する事業体は、非公開事業体に対する現行 ASC718 の実務的簡便法、又は非公開事業体の当 ASU の実務的簡便法を適用してはならない。米国会計基準における公開事業体の定義の数により、混乱が生じる可能性があるが、当 ASU は、ASC718 における公開事業体の定義を除去するものではない。

### ASC718 の無期限の延期の除外

当 ASU は、報奨が、ASC718 の範囲内ではなくなり、代わりに他の米国会計基準の適用対象となる場合に関する、ASC718 の特定のガイダンスを除去した。そのガイダンスは、FASB 第 123(R)号の発行後すぐに、無期限に延期されたため、当 ASU は、「当改訂は、現行会計基準の適用を変更しない」ため、移行措置又は発効日を提供していない。

<sup>9</sup> FASB Statement No. 123(R), *Share-Based Payment* (codified in ASC 718).

## 移行開示

適用期間において、事業体は以下を開示することを要求される。

- 会計原則の変更の性質及び理由。
- 適用日時点における、未処分利益又は資本のその他の構成要素に係る変動の累積的影響。

加えて、超過税務便益に関連するキャッシュ・フロー計算書における表示の変更は将来に向かって、又は遡及的に適用されうるため、事業体は、(1)当該変更が遡及的に適用される場合には、「それ以前の期間は調整されない」、又は(2)当該変更が遡及的に適用される場合には、「遡及的に調整される以前の期間に係る変動の影響」の何れかを開示することを要求される。法定税務留保規定に関するキャッシュ・フロー計算書における表示の変更について、事業体は、「遡及的に調整される、以前の期間に関する変更の影響」を開示することが要求されている。

## 発効日

公開ビジネス事業体については、当 ASU は、2016 年 12 月 15 日より後に開始する年次期間、及びそれら年次報告期間内の期中期間から、発効する。

その他の全ての事業体については、当 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度、及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する年次報告期間内の期中期間から発効する。

**編集者注:** FASB は ASC718 の「公開事業体」及び「非公開事業体」の現行定義を保持した一方、事業体は、ASC マスター用語集の「公開ビジネス事業体」の定義を満足するか否かの基礎として、当 ASU の発効日を決定するであろう。

早期適用は、財務諸表が未だ発行されていない、又は発行可能ではない、期中及び年次期間において容認されるであろう。早期適用が選択されれば、適用される当 ASU における全ての改訂は、同一期間において適用されなければならない。加えて、早期適用が期中期間において選択される場合、調整が、その期中期間を含む年次期間の期首時点で、反映されなければならない。

## 登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。